# 入 札 説 明 書

令和2年度資材単価調査業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和2年3月11日
- 2 契約担当者 京都府流域下水道事務所 所長 永濱 直行
- 3 担当部署 〒602-8570 長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地 京都府流域下水道事務所総務室 電話番号 (075)954-1877 ファクシミリ番号 (075)955-2224
- 4 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称及び数量

令和2年度資材単価調査業務委託 一式

(2) 業務の仕様等

別添「令和2年度資材単価調査業務仕様書及び令和2年度資材単価調査特記仕様書(以下「業務仕様書」という。)」のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和3年3月25日まで ただし各成果品の提出は、特記仕様書による。

(4) 納入場所

業務仕様書に指示する場所

- 5 入札に参加する者に必要な資格
  - 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
  - (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
    - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
    - イ 審査基準日(令和2年3月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績 (営業経歴及び取引実績)を有しない者
    - ウ 一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式1。以下「申請書」という。)又は添付 書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
      - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
      - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力 団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
      - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団の利用等をしている者
      - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそ れのある団体に属する者
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 国、地方自治体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する政令で定める法人 (以下「国、地方公共団体等」という。)が発注する業務委託等で、平成28年4月1日 以降に、契約1件につき総計100件以上の土木資材単価調査等の履行完了実績を有してい る者であること。

#### 6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和2年3月18日(水)及び令和2年3月19日(木)

- (2) 提出場所 3に同じ。
- (3) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。 提出は持参によることとし、郵送による提出は認めない。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記 事項証明書(写し可)及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者(未成年者、 成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受 けた被補助人)でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者で ないことの証明書
- イ 府税納税証明書(別記様式2)
  - ※ 府税に滞納がないことを証する書類としては、別添の「府税納税照明願」と「府税 納税証明書」に必要事項を記載の上、府税事務所等にセットで提出すること。府内に 営業所等がない場合も提出が必要です。
  - ※ 発行日から1年以内のものであれば写し可。
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)
- 工 誓約書(別記様式3)
- オ 営業経歴書及び営業実績調書(別記様式4)
- カ 同種業務実績調書(別記様式5)
  - ※ 同種業務実績調書の契約概要欄には、6の(4)の要件を満たしていることがわかるように記載すること。また、契約書(写)を添付すること。
- キ 取引使用印鑑届(別記様式6)
- ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記様式7)
- (5) 入札参加資格の確認通知

資格審査の結果については、令和2年3月24日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

#### (6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

### 7 質問の受付・回答

(1) 質疑書

質問がある場合は、次のとおり書面(別記様式8)により、3に示す場所へ提出すること。

配布資料(申請書等、入札説明書をいう。以下同じ。)に関する質問については、令和2年3月16日(月)午後4時までに、設計図書に関する質問については、令和2年3月25日(水)午後4時までにファクシミリで提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

ア 件名は「令和2年度資材単価調査業務委託」に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 回答

次に掲げる期間までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。 配布資料に関する質問 令和2年3月17日(火) 設計図書に関する質問 令和2年3月26日(木)

## 8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月27日(金) 午前10時 長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地 京都府流域下水道事務所2階小会議室

- (2) 入札の方法
  - ア 入札書(別紙様式9)は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。
  - イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式10)を提出することとし、入札書に入 札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印 (外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。 以下同じ。)をしておかなくてはならない。
  - ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称及び「令和2年度資材 単価調査業務委託 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部をすべて封印すること。 なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場

合にあっては、この限りでない。

- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を 執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を事前 に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について 押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

- (4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行する ことができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめ ることができる。

- (6) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類(以下「仕様書等」という。) を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札
  - ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて 行う。
  - イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することはできない。
- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直 ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退 したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者の行った入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、 再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入 札
- エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いの ある者のした入札
- オ 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札
- (11) 落札者の決定方法
  - ア 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- イ 落札者が落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は 当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 11 入札保証金

免除する。

### 12 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

### 13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

14 契約書の作成の要否 要する。

#### 15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (3) この入札に係る令和2年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、 執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の 措置の対象とする。